

# 平成22年度厚生労働省税制改正 主要事項

## マニフェスト関係の主要事項等

### 1 子ども手当の創設

- ・ 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設  
子ども手当について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

### 2 ひとり親家庭への支援策の充実

- ・ 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充  
父子家庭の父等に対し児童扶養手当を支給及び児童扶養手当の受給開始後5年を経過した者等への一部支給停止措置の廃止が検討されており、実現した場合、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

### 3 求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大

- ・ 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設  
民主党マニフェスト等に記載されている、職業訓練期間中に月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。
- ・ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置  
失業等給付については全て非課税とされているが、現在、雇用保険制度のあり方について労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行っており、この検討結果を踏まえて、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

### 4 健康増進の観点からのたばこ税の引上げ

- ・ たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ  
国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行うこととされた。なお、税率引上げにあたっては、国と地方の配分比率を1：1とすることとされた（実施時期は平成22年10月1日）。

## その他の要望事項のうち主なもの

### 1 地域医療の再生に向けて

- ・ 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長  
周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長の上、廃止することとされた。  
※控除される割合は段階的に縮減される（新サンセット方式）。  
平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得：2分の1  
平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得：3分の1  
平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得：6分の1

### 2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進

- ・ 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充  
障害者雇用促進法の改正に伴い、税制上の特例においても、適用要件（雇用障害者数の割合）の算定に当たり短時間労働者を加えることとされた。

### 3 健康で暮らせる社会の実現に向けて

- ・ 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長  
医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、適用期限を2年間延長することとされた。

### 4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現

- ・ 確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等  
国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の所得控除の適用等の措置を講ずることとされた。

### 5 障害者の自立支援の推進

- ・ 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充  
身体障害者手帳の交付の対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」を追加することに伴い、税制措置の対象も拡充することとされた。